

「小中野小学校いじめ防止基本方針」

八戸市立小中野小学校

1 いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、本校のすべての児童が、安全で安心して学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

本校では、家庭、地域社会、関係諸機関との連携のもと、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめのない学校をつくるために「小中野小学校いじめ防止基本方針」策定した。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

学校では、「いじめ」訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 いじめ防止のための教職員の資質向上と保護者への啓発

いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念をもち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めなければならない。そのため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。

また、いじめ防止においては、保護者の理解と協力を得て、連携して取り組むことが重要である。保護者に対し、いじめを防止することの重要性について理解を深める啓発を行うとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう必要な啓発を行う。

4 いじめ未然防止のための取組

いじめを防止するためには、すべての児童がいじめに巻き込まれる可能性があるものとして全員を対象に事前の働きかけ、すなわち未然防止の取組を行うことが最も有効な対策である。そのためには、すべての児童生徒が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めるとともに、児童一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくことが大切である。そこで、以下の事項に重点的に取り組む。

(1) 授業の充実

- わかる授業づくりを進める、すべての児童生徒が参加・活躍できる授業を工夫する。
- 授業中に児童生徒の不安や不満が高められていないかというのは、授業改善の大きなポイント。だからこそ、わかる授業づくりを進めることから。
- すべての児童生徒が授業に参加できる、授業場面で活躍できるための授業改善であれば、学力向上にはもちろん、いじめを始めとした生徒指導上の諸問題の未然防止にもつながる。
- いじめの防止のための年間計画の中に、授業を担当するすべての教員が公開授業を行って互いの授業を参観し合う機会を位置づける。授業中の規律の問題なども、互いの授業を見合う、見せ合うことによって改善・解決していくはず。例えば、チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導など。
- 教師の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりする例も見られるので、注意が必要。

(2) 学級経営の充実

- 個人が尊重される学級経営に努める。(子どもの見る目を磨き、こなアンケート、Q-U、道徳意識調査等を活用して児童理解と教育相談に努める。及び特別支援教育の推進)
- 子どもの内発的な学習意欲を十分に喚起し、基礎的・基本的な学習内容の定着に努める。(補充指導の推進)
- 一人一人が個性や能力を発揮でき、学ぶ楽しさや成就感を味わうことのできる授業の推進に努める。(各教科の体験的学習の推進)

(3) 道徳教育の充実

- 「いじめはいけない」ということや「何がいじめなのか」ということを、年間計画に位置づけたうえで、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにする。
- 日常生活につながる道徳の授業の充実を図り、児童の自己肯定感及び道徳的実践力を高める。(保護者を巻き込んだ道徳の授業の推進)
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(4) 教育相談体制の充実

- 2週間ごとのこなアンケートや年2回のおしゃべりカード、Q-U検査による児童の意識調査を実施し、考察と対応策を考える。
- こなアンケートやおしゃべりカード、Q-U検査をもとに、おしゃべりウィークで児童一人一人と担任が教育相談を実施する。
- 留意しなければならない児童を毎月の職員会議で情報交換をし、全職員で課題を共有する。

(5) 児童会活動や縦割り班活動の充実

- 他の児童生徒や大人との関わり合いを通して、児童生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づかせ、互いに関わりあいながら絆づくりを進め、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感を獲得させる。
- 学校行事等に主体的に関わらせ、自己有用感と自己存在感を高める。
- 縦割り班活動を通して、協力したり協調したりすることを学習し、人とより良く関わる力(特にコミュニケーション能力)を身につけさせる。

(6) インターネット等を通じて行われる「いじめ」に対する対策

- 全校児童のインターネットの使用状況の現状把握に努めるとともに、児童に情報モラル教育をするなどして迅速に対応する。

5 いじめの早期発見の取組

早期発見の基本は、児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、情報に基づき速やかに対応することである。そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配り、いじめを見抜く目を養うことが重要である併せて定期的な面談や各種調査を併用する。なお、調査結果等の分析に基づく効果的な対応と検証を行うものとする。

(1) 早期発見に向けて「変化に気づく」

- 児童の様子を担当はじめ多くの教職員で見守り、定期的な情報交換をする。
- 様子がおかしい児童には、教師が積極的に声掛けを行い安心感を持たせる。
- 児童の人間関係や学校生活等の悩み等の把握に努め、積極的に相談にのり、児童との信頼関係を深める。

(2) よき相談者として「誰にでも」

- いじめに限らず、不安や悩み事あれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝える。

(3) こな SOS カード・ポストの設置

- 一人ひとりが SOS カードを持ち、困ったこと、気になることがあれば担任に書いて渡す。渡せない場合は、ポストに投函させる。
- 各担任、先生方は、どんな小さな、些細なことでも対応して改善を図っていく。

6 発見したいじめへの組織的な対応（「別紙1」参照）

いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、校長のリーダーシップのもと、「いじめ防止対策委員会」が中心となり、事実関係の把握、被害児童のケア、加害児童の指導など問題の解消までを行う。いじめ対応に関して、次の点に留意しなければならない。

- ①いじめを発見した場合は、まず、被害児童の安全を確保するとともに、管理職に報告する。
- ②校長は、いじめの報告を受けた場合は、いじめ防止対策委員会を招集し、適切な役割分担を行い、被害児童のケア、加害児童等関係者の聞き取り等を行い、その後の対応方針を決定する。
- ③いじめられた児童のケアは、学級担任や養護教諭、その他専門的な知識のある者と連携した対応を図る。
- ④いじめが確認された場合は、被害・加害児童ともに保護者に事実関係を伝え、保護者への助言を行いながら家庭と連携を図り問題の解決にあたる。また、事実確認により判明した情報は適切に提供する。
- ⑤校長は、いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置をとる。
- ⑥校長は、児童がいじめを行っている場合に教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、当該児童に対して懲戒を加える。

7 重大事態への対応（「別紙4」参照）

(1) 重大事態の定義（「いじめ防止対策推進法」より）

- ア) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合
- イ) いじめにより児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められる場合
- ウ) 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

(2) 重大事態への対応

- ①重大事態が発生した旨を、八戸市教育委員会に速やかに報告する。
- ②八戸市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。

8 いじめ防止のための校内組織

いじめ防止等に組織的に対応するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

《構成員》

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、道徳主任、養護教諭、その他関係職員
※必要に応じて外部から臨床心理士等の関係機関の職員を招聘する。

○いじめ対策年間計画

2週間ごとの（水）朝に、こなアンケートを実施し、児童の様子や変容を把握する。

	教職員の活動	児童の活動
1 学 期	<ul style="list-style-type: none">・児童の基本的な情報の整理と問題点の把握（4月）・生徒指導情報交換（5月） ※以後、毎月職員会議で情報交換をする。・おしゃべりカードやQ-U検査による児童の実態把握（5月）・児童館との情報交換（6月）・長期休業の保護者面談（7月）	<ul style="list-style-type: none">・学級づくりと授業や生活のルールづくり（4月）・なかよし班組織会（5月）・連合町内会との合同運動会（5月）・児童総集会（6月）・おしゃべりウィーク（6月）・ふれあいタイム（6月）
2 学 期	<ul style="list-style-type: none">・おしゃべりカードやQ-U検査による児童の実態把握（10月）・児童館との情報交換（11月）	<ul style="list-style-type: none">・ふれあいタイム（9・10月）・おしゃべりウィーク（10月）・なかよし班ウォークラリー（11月）
3 学 期	<ul style="list-style-type: none">・児童館との情報交換（2月）・幼保小情報交歓会（2月）・民生委員との情報交換（3月）	<ul style="list-style-type: none">・幼保小交流会（2月）・民生委員との交流会（3月）